

重大インシデント報

航空局技術部運 航 課
管制保安部管制課
平成19年10月21日

1. 発生日時

平成19年10月20日 18時11分ころ

2. 運航者

(1) エアカナダ

航空機 国籍/登録記号 CFMWP 型式 ボ-イング 767-300型

発生時の場所 関西国際空港 A滑走路末端部付近

出発地及び最初の着陸予定地 (便名 ACA036) 関西国際空港 バンクーバ
ー空港

搭乗者 乗務員 10名 乗客 206名 計 216名

(2) 日本航空インターナショナル

航空機 国籍/登録記号 JA8236 型式 ボ-イング 767-300型

発生時の場所 関西国際空港 A滑走路手前約2.7km付近

出発地及び最初の着陸予定地 (便名 JAL2576) 那覇空港 関西国際空港

搭乗者 乗務員 8名 乗客 235名 計 243名

3. 概要

日本航空2576便は、飛行場管制官の着陸許可を得て関西国際空港のA滑走路に向かう途中、同滑走路からの出発を予定していたエアカナダ036便が同滑走路に入ったため、18時11分頃、管制官の指示により着陸復行した。

なお、飛行場管制官が、エアカナダ機に対して滑走路手前での待機の指示を行った際、エアカナダ機は、管制指示とは異なる復唱(日本での管制交信で通常用いられる用語ではない。)を行った。飛行場管制官は、エアカナダ機にそれ以上の指示を行わず、日本航空機に対し着陸許可を発出した。その後、飛行場管制官はエアカナダ機が同滑走路に入ったことを視認により確認したため、日本航空機に着陸復行を指示した。

4. 死傷者

なし

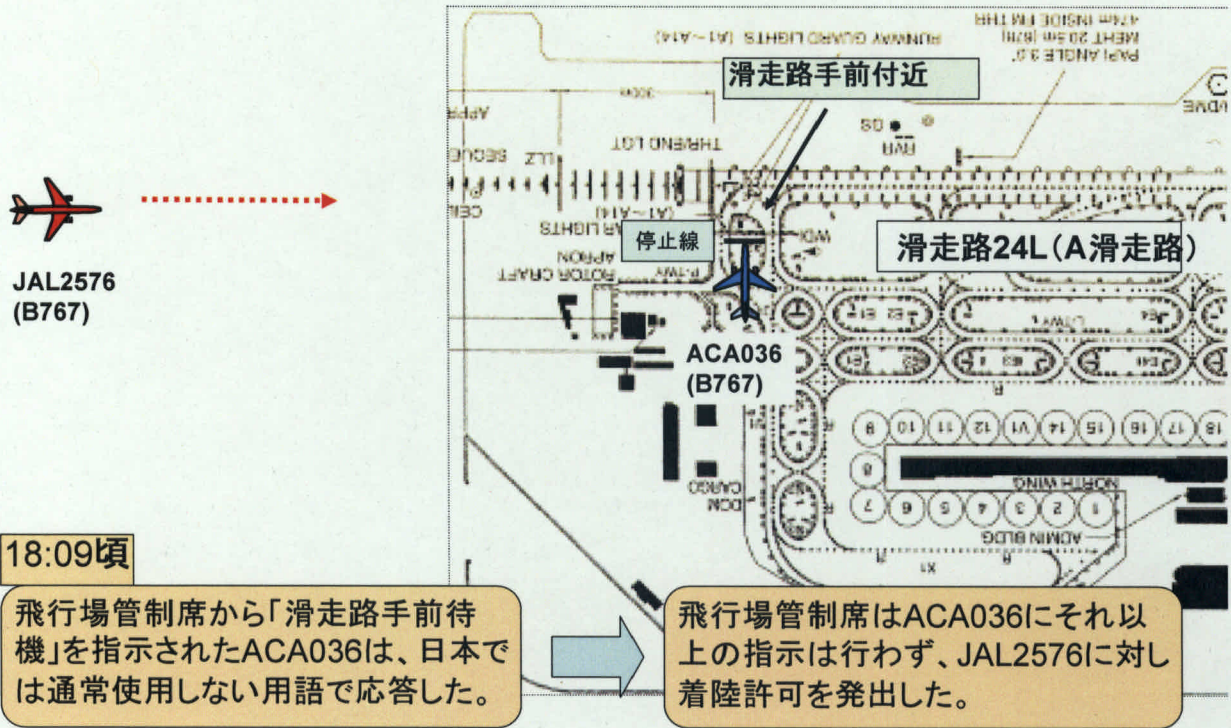
5. 機体の損壊等

なし

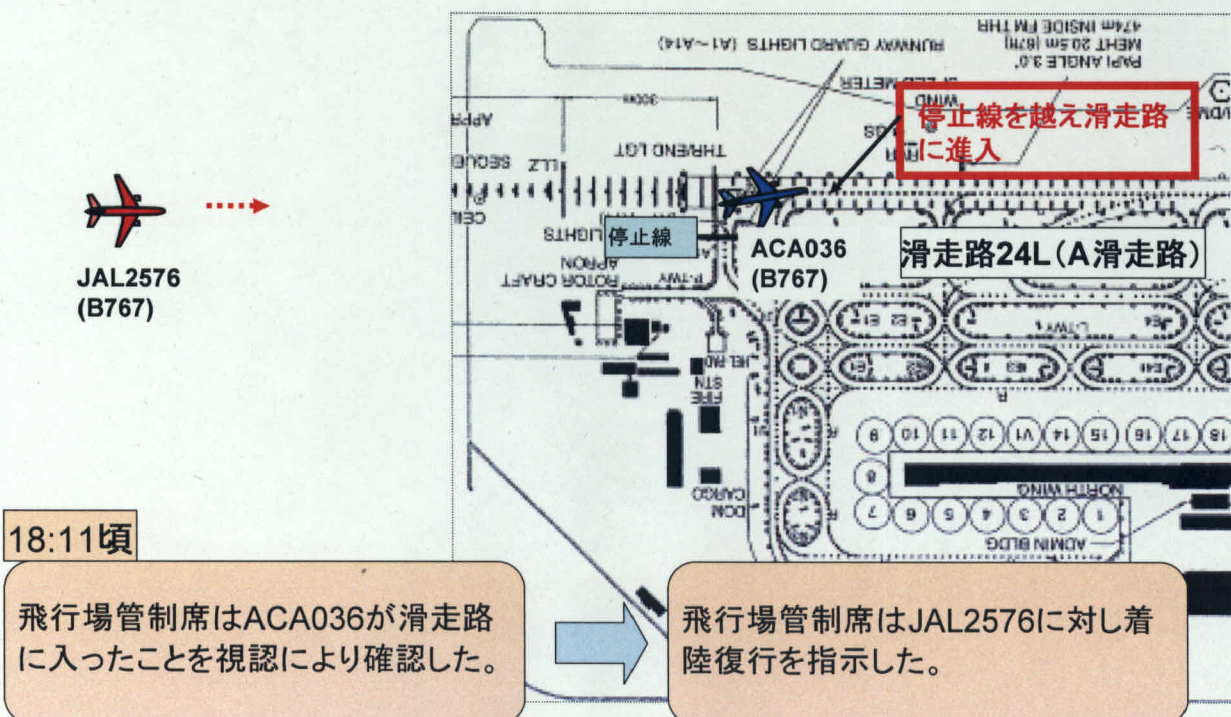
6. 備考

本事案は、航空法施行規則第166条の4第2号に規定された「他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み」に該当する事案であり、重大インシデントに該当する。

事案の概要図(1)



事案の概要図(2)



事案の概要

1 . 関係機

JAL2576 便 (JAL 機) (B767-300 : 那覇 - 関西)

エアカナダ 036 便 (エアカナダ機) (B767-300 : 関西 - バンクーバー)

2 . 関係管制機関

関西飛行場管制所 (飛行場管制席)

3 . 概要 (時系列。両機の関連機部分のみ記載)

18:05 JAL 機から飛行場管制席に連絡。

18:09 飛行場管制席は、エアカナダ機に対し離陸準備完了かどうか確認、滑走路 24L の手前での待機を指示。

エアカナダ機は「 position、24L 」(注：日本では、通常使用しない用語) と復唱。飛行場管制席は、JAL 機に滑走路 24L への着陸を許可。

18:10 JAL 機から飛行場管制席に対し、着陸許可について確認。
飛行場管制席は、再度、着陸許可を発出。

18:11 飛行場管制席が、JAL 機に対して着陸復行を指示。
エアカナダ機に対し、滑走路から一旦、離脱し、再度、滑走路 24L の手前での待機を指示。

18:13 管制席から、「滑走路に進入していいとの許可」を得たのか確認したところ、エアカナダのパイロットは、「許可を得たと認識し、復唱した(当該復唱は、日本の管制通信では通常用いない表現であるが、当該パイロットは滑走路に進入するという意味で使用した、との趣旨と推測される。)」と回答した。